

## 北海道立北見病院の管理に関する協定書（抜粋）

（中間確認）

- 第20条 甲は、平成33年度に、指定期間の開始の日から平成32年度までの期間における乙による指定管理業務の履行状況の確認（以下「中間確認」という。）を実施するものとする。
- 2 甲は、中間確認を実施しようとするときは、事前に、実施の方法等について乙に通知するものとする。
  - 3 甲は、中間確認を実施するため、必要と認めるときは、乙に対し、指定管理業務の履行状況に関する説明若しくは資料の提出を求め、又は実地について調査することができる。
  - 4 甲は、中間確認を実施したときは、その結果について乙に通知するとともに、インターネットを利用して住民に公表するものとする。
  - 5 甲は、中間確認の結果、乙が正当な理由なく本協定に定める指定管理業務の全部又は一部を履行せず、又は指定管理業務の実施条件を満たしていないと判断したときは、乙に対し、当該業務の再履行、改善その他必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
  - 6 乙は、前項の規定による指示を受けたときは、速やかに甲と協議の上、当該指示の対象となった業務の再履行、改善その他必要な措置の内容及び期日を定めた業務改善計画書を提出し、甲の承認を得て、速やかに当該措置を講じなければならない。
  - 7 甲は、第5項の規定による指示を行った場合、その翌年度に前項の措置の状況を確認するものとする。
  - 8 第2項から第4項までの規定は、前項の確認を実施する場合について準用する。
  - 9 甲は、第7項の確認の結果、本施設の適正な管理を確保することができないと認めるときは、指定手続条例第12条第2項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
  - 10 乙による指定管理業務の履行状況の確認は、甲の責任及び費用において行う。ただし、乙は、甲に対する資料の提出に係る費用を負担し、及び甲が行う確認に協力するものとする。